

3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

提出書類一（別紙 2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉

（別紙 1） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

（別紙 1-2） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防）

事 項	添 付 書 類
地域区分	なし
施設等の区分	なし
特別地域加算	なし
同一建物等に居住する利用者の減算	なし
中山間地域等における小規模事業所 （地域に関する状況）	なし
中山間地域等における小規模事業所 （規模に関する状況）	中山間地域等における事業所規模算定表
サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅲ	① サービス提供体制強化加算に関する届出書 ② サービス提供体制強化加算算定表 ③ 訪問入浴介護従事者の経験に応じた研修計画 ④ 情報伝達又は技術指導を目的とした会議の記録 ⑤ 訪問入浴介護員等の健康診断受診者名簿等 ⑥ 訪問入浴介護員等の資格証写し、職員名簿または勤務形態一覧表※勤続年数要件により算定を希望される場合には、備考欄等で10年(3年)以上の勤務者がどなたかわかるように記載してください。
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）①～④ （Ⅱ）①～⑥	① 認知症専門ケア加算算定表 ② 認知症介護実践リーダー研修等の修了書の写し ③ 勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1） ※算定を開始する月の勤務予定表

	<p>④ 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導を目的とした会議の記録</p> <p>⑤ 認知症介護指導者養成研修等の修了書の写し</p> <p>⑥ 訪問介護員等の認知症ケアに関する研修計画</p>
<p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式3）または（別紙様式4）</p> <p>介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）</p> <p>キャリアパス要件を満たすことを確認できる書類</p> <p>労働保険に加入していることを確認できる書類</p>

※ 上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

認知症専門ケア加算 算定表 【訪問入浴介護】

前3月の実績の平均

算定日の属する月の前3か月の1か月あたりの実績の平均については、利用者実人員数または利用延人員数により算出すること。

※直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。

※所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行うこと。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)	日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ またはMの利用者数
月		
月		
月		
合計	0	0

【B】／【A】 (≥50%)

1月当たりの平均	【A】	0.0	【B】	0.0
----------	-----	-----	-----	-----

【算定要件】

認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定する場合は①～③、認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定する場合は①～⑤をみたすこと。

①算定日が属する月の前3月の利用者実人員数または利用延人員数のうち、認知症の者(*)の占める割合(1月当たりの実績の平均)が50%以上

* 認知症の者とは、日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する者を指す。

②認知症介護実践リーダー研修修了者等を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上である場合には、1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施すること

③事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催

④認知症介護指導者養成研修修了者等を一名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等の実施

⑤介護員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定すること。

サービス提供体制強化加算算定表【訪問入浴介護】

- 実績が6か月以上ある事業所は、①または②のいずれかにより計算してください。
- 実績が6か月未満の事業所は、②により計算してください(①による届出はできません)

※有資格者数は、各月の前月の末日時点で資格を取得している、または研修の課程を修了している者を対象とする。
 ※算定表の記入にあたっては、シート「算定表の記入について」を参照してください。

① 前年度の実績の平均

前年度(3月を除く)の1ヶ月あたりの実績の平均について、常勤換算方法により算出すること。

	全訪問入浴介護員等 常勤換算数 (A)	介護福祉士 常勤換算数 (B)	勤続年数10年以上の介護福祉士 常勤換算数 (C)	介護福祉士+実務者研修修了者+基礎研修修了者 (D)	利用者に直接サービス提供を行う 全訪問入浴介護員 常勤換算数 (E)	勤続年数7年以上の 訪問入浴介護員等 常勤換算数 (F)	B/A	C/A	D/A	F/E
4月							####	####	####	####
5月							####	####	####	####
6月							####	####	####	####
7月							####	####	####	####
8月							####	####	####	####
9月							####	####	####	####
10月							####	####	####	####
11月							####	####	####	####
12月							####	####	####	####
1月							####	####	####	####
2月							####	####	####	####
合計(G)							####	####	####	####
平均(G/実績月数)							####	####	####	####

実績月数										

② 前3月の実績の平均

届出日の属する月の前3ヶ月の1ヶ月あたりの実績の平均について、常勤換算方法により算出すること。

- ※②により算出する場合は、直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。
- 所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行うこと。

	全訪問入浴介護員等 常勤換算数 (A)	介護福祉士 常勤換算数 (B)	勤続年数10年以上の介護福祉士 常勤換算数 (C)	介護福祉士+実務者研修修了者+基礎研修修了者 (D)	利用者に直接サービス提供を行う 全訪問入浴介護員 常勤換算数 (E)	勤続年数7年以上の 訪問入浴介護員等 常勤換算数 (F)	B/A	C/A	D/A	F/E
月							####	####	####	####
月							####	####	####	####
月							####	####	####	####
合計(G)							####	####	####	####
平均(G/3)							####	####	####	####

算定表の記入について

- いずれの算定要件を満たすかによって、算定表の記載すべき項目が異なります。
以下の表に従って、(A)～(E)の項目の内、該当するもののみ記入してください。

	算定要件	記入すべき項目
加算Ⅰ	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士の総数が60%以上である	A、B
	訪問入浴介護職員の総数に占める勤続年数10年以上の介護福祉士の総数が60%以上である	A、C
加算Ⅱ	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士の総数が40%以上である	A、B
	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士＋実務者研修修了者＋基礎研修修了者の総数が60%以上である	A、D
加算Ⅲ	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士の総数が30%以上である	A、B
	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士＋実務者研修修了者＋基礎研修修了者の総数が50%以上である	A、D
	利用者に直接サービス提供を行う訪問入浴介護職員の総数に占める勤続年数7年以上の者の総数が30%以上である	E、F